

令和8年
3月1日～

屋外広告物を設置している・設置する予定の皆さんへ 屋外広告物の規制地域が新たに追加されました

市では、良好な景観を守るため「静岡県屋外広告物条例」に基づき、看板など屋外広告物の表示・設置に関するルールを定めています。主要地方道掛川浜岡線（小笠バイパス）の一部開通（市道赤土高橋線・県道大東菊川線）に伴い、3月1日より同条例に基づく規制地域が追加されました。規制地域内で新しく屋外広告物を表示・設置する場合は、ルールを遵守いただくようお願いします。

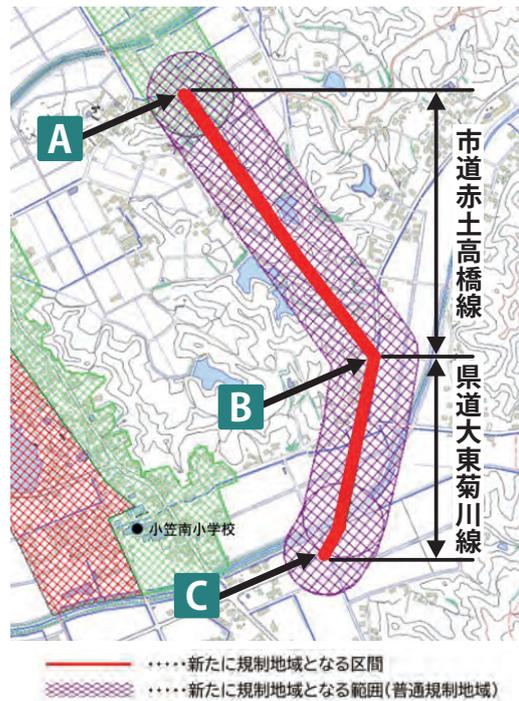


問い合わせ 都市計画課都市計画係 (☎35-0932)

路線名	市道赤土高橋線	県道大東菊川線
区間	A から B まで A 南71号線との交差点 B 県道大東菊川線との交差点	B から C まで B 市道赤土高橋線との交差点 C 南88号線との交差点
区域	当該区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域	
規制内容	第1種普通規制地域	

- ・規制地域内に設置できる野立ての広告物は、案内図板のみとなります。（自家広告物は設置可能です）
- ・表示・設置内容により、許可が必要となりますので、詳細は都市計画課へ問い合わせください。

詳細は市ホームページ（右記）をご覧ください▶



すべてのこどもの育ちを応援！

令和8年
4月1日～

こども誰でも通園制度が始まります

「こども誰でも通園制度」とは、保護者の就労要件を問わず、一定の利用枠の中で、保育所などでお子さんをお預かりする新たな制度です。本市でも4月1日より運用を開始します。ぜひお気軽にご利用ください。

問い合わせ こども政策課こども政策係（プラザけやき内☎37-1171）
小笠北認定こども園～きたっこ～（☎73-2004）

こどものメリット

- ・家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会が得られます。
- ・同じ年頃のこども同士が触れ合いながら、成長していくことができます。

保護者のメリット

- ・専門的な知識や技術を持つ人との関わりにより、孤立感や不安感の解消につながります。
- ・こどもへの保育者の接し方を見ることで、親として成長することができます。

詳細は市ホームページ（右記）をご覧ください▶



利用対象者

保育所などに通っていない
0歳6か月から満3歳未満のこども

利用時間

月10時間まで
※時間単位で柔軟に利用可能

利用料金

300円／時間

実施施設

小笠北認定こども園～きたっこ～
（菊川市嶺田85）

